

中国四国整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成24年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	岡山県新見市(阿哲郡哲多町)	5	ウ	①	2.30	(高梁川流域)
2	島根県益田市(美濃郡匹見町)	10	ア	①	2.74	(高津川流域)
3	島根県浜田市(那賀郡旭町)	8	ア	①	2.72	(江の川流域)
4	広島県東広島市	7	ウ	②	2.43	(二級ダム、三永水源地施設)
5	広島県庄原市	5	イ	①	1.97	(江の川流域)
6	広島県神石郡神石高原町(神石郡三和町)	8	ア	①②	2.57	(①高梁川流域②神石町来見簡易水道)
7	広島県世羅郡世羅町(世羅郡甲山町)	10	ウ	①②	1.97	(①芦田川②三川ダム)
8	山口県下関市(豊浦郡豊田町)	11	ウ	②	2.81	(市の瀬浄水場施設)
9	山口県下関市豊(豊浦郡豊田町)	10	ウ	②	2.75	(市の瀬浄水場施設)
10	山口県下関市(豊浦郡豊浦町)	8	ウ	②	2.63	(川柳浄水場施設)
11	山口県長門市(大津郡日置町)	49	ウ	②	2.75	(畑ダム)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア:無立木地 イ:散生地 ウ:粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①:2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②:ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」:便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。